

11-1 社会福祉法人 容山会

役員等の勤務及び報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人容山会（以下「法人」という。）の開催する次の各号に該当する。役員・評議員及び第三者委員等（以下「役員等」という）が会議等に出席する場合に、出席に要する費用の支給はこの規定の定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び監事監査
- (2) 講習会、研修会等
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) その他、理事長が必要と認める事項

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(勤務)

第3条 法人の役員の勤務は次の通りとする。

- (1) 理事長は原則として週1日以上勤務するものとする。
- (2) 業務執行理事は常勤とし、当法人の他の職務と兼務できるものとする。
- (3) その他の役員は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第4条 役員報酬は、次の通りとする。

- (1) 理事長 月額 220,000円
- (2) 業務執行理事 月額 30,000円

2 第1条に規定する会議等に出席する役員等の報酬及び費用弁償は、次表の通りとする。

名 称	役 職	報 酬 額	費 用 弁 償
理事会出席報酬	理 事 監 事	20,000円	車賃（バス賃相当額） 高速料金実費支給
評議員会出席報酬	評議員 監 事	15,000円	車賃（バス賃相当額） 高速料金実費支給
監事監査	監 事	25,000円	車賃（バス賃相当額） 高速料金実費支給
評議員選任・解任 委員会出席報酬	評議員選任 解任委員	10,000円	車賃（バス賃相当額） 高速料金実費支給
苦情解決第三者委員会	第三者委員	10,000円	車賃（バス賃相当額） 高速料金実費支給
講習会及び研修会への参加		8,000円	車賃（バス賃相当額） 高速料金実費支給

3 国頭村・大宜味村・東村内の移動は、費用弁償の支給対象外とする。

4 前項に掲げるもののほか、遠距離のため宿泊を要する場合は、費用弁償として旅費規程の定めにより支給することができる。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日より施行する。

この規程は、平成3年9月21日より施行する。

この規程は、平成6年4月1日より施行する。

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

この規程は、平成13年12月1日より施行する。

この規程は、平成16年2月1日より施行する。

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年12月1日より施行する。

この規程は、平成20年1月28日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。